

令和7年度

沼津城北高校いじめ防止等のための基本的な方針

静岡県立沼津城北高等学校

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な事項	
1 いじめの定義	1
2 いじめの理解	1
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
第2章 組織の設置	
1 いじめ防止等対策委員会	2
2 いじめ重大事態対応委員会	3
第3章 いじめの防止	
1 未然防止のための対策	3
2 年間指導計画	4
第4章 いじめの早期発見・早期対応	
1 生徒の実態把握	5
2 いじめに対する措置	5
第5章 重大事態への対処	
1 重大事態の定義	5
2 報告	6
3 調査	6
4 情報提供	6

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、生徒の尊厳を保持する目的の下、県・家庭・地域その他関係者との連携の下、学校が一丸となっていじめの問題の克服に向けて取り組み、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策をいう。以下同じ。）を総合的かつ効果的に推進する。そのため、以下のとおり「沼津城北高校いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

第1章 基本的な事項

1 いじめの定義

いじめとは、「当該生徒と一定の人的関係にある生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅しの文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどく体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめであるかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒や周辺の状況等を客観的に確認することに努める。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや無視等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と伴に、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。さらに、法の定義とは別の「継続性、集団性」等の要素による限定的な解釈により、いじめの認知漏れが生じないよう十分な配慮が必要である。

また、いじめは加害・被害の二者関係だけではなく、学級や部活動等所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような構造上の問題の外、「観衆」としてはやし立てたり

面白がったりする者や、「傍観者」として周辺で暗黙の了解を与えている者が存在することもある。これらのことにも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの生徒にも起こりうる行為であり、またどのような理由があろうとも絶対に許されない行為であることを踏まえ、すべての生徒を対象とした未然防止の観点に重点をおく。

そこで、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、自他の存在を認めお互いの人格を尊重できる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことに努める。また、全ての生徒が安心でき、自尊感情が高められ自己有用感を感じることでできる学校生活づくりをする。

加えて、学校は家庭や地域等と情報を共有すること、即ち、正しい情報発信及び情報収集ができるよう、開かれた学校運営を推進する。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。また、いじめがあると認知された場合の早期対応は、いじめ拡大防止、いじめを受けている生徒やいじめを知らせた生徒の安全確保をする上で重要である。

そこで、教職員は家庭・地域等と連携し、生徒の些細な変化であっても、いじめの疑いを持ち、早期からの的確に関わりを持ち、問題を隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することに努める。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等によりいじめの早期発見に努めると共に、生徒がいじめを訴えやすい体制や組織的に対応する体制を整える。

(3) 関係機関との連携

いじめの問題に学校内や家庭・地域との連携・協力だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、静岡県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)、児童相談所、医療機関、警察等関係機関との適切な連携をし対応する。

第2章 組織の設置

本校では、いじめ防止等への対応に当たり、通常の生徒指導課を中心とした取組の外、次の各委員会を設置する。

1 いじめ防止等対策委員会

(1) 設置

本校では、いじめの防止等のために「いじめ防止等対策委員会」を常設する。

(2) 役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施状況の確認及び定期的な検証

イ 各学年部、各課・室等の行う次の業務への指導、助言

(ア) 教職員の共通理解と意識啓発(生徒指導課・研修課関係)

(イ) 生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取(生徒指導課関係)

- (㉔) 個別面談や相談の受け入れとその集約(教育相談室関係)
- (㉕) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約(生徒指導課・学年部関係)
- (㉖) 発見されたいじめ事案への対応(生徒指導課・学年部関係)
- (㉗) その他校長が必要と認める事案への対応

(3) 構成員

校長、副校長、教頭、生徒指導課長、特別支援コーディネーター、養護教諭、各学年主任とする。

また、必要に応じて、生徒指導課職員、HR 担任、部活動顧問等関係職員の外、スクールカウンセラー、学校医、看護師、警察関係者等外部の専門的知識や経験を有する者を加えることができる。

2 いじめ重大事態対応委員会

(1) 設置

本校では、いじめに係る重大事態が発生したときに、重大事態に対処するため、「いじめ重大事態対応委員会」を設置する。

(2) 構成員

校長、副校長、教頭、生徒指導課長、特別支援コーディネーター、養護教諭、各学年主任とする。

また、必要に応じて、生徒指導課職員、HR 担任、部活動顧問等関係職員の外、スクールカウンセラー、学校医、看護師、警察関係者等外部の専門的知識や経験を有する者を加えることができる。

第3章 いじめの防止

1 未然防止のための対策

本校では、人権教育の推進を基盤とし、次のことに重点をおきながら学校の教育活動全体を通して、いじめの防止にせまる。

(1) 協同的な学びの推進

一人ひとりの学びを保障するとともに、相手の話を相互に聴き合う応答関係を追求することにより、自己実現や他者受容など望ましい人権感覚を育成する。

(2) 規範意識を高める活動の推進

あいさつの励行、頭髪・服装等の生活指導を通し、社会の一員としての基本的な生活態度を養う。

(3) 達成感や一体感が得られる活動の推進

部活動や生徒会活動への主体的・積極的な参加、読書の奨励、全員で清掃に取り組むことなどを通し、心豊かな人間を育成する。

(5) 共生共育の推進

沼津特別支援学校愛鷹分校との交流を通して、人として互いに支え合い、共に生きる社会の実現を目指す心情や態度を育てる。

(6) 生徒一人ひとりの思いを受け止め支援する体制の充実

教育相談、スクールカウンセラーの配置、生徒面談等により支援体制の充実を図る。

(7) 保護者や地域への啓発

校外での生徒の様子に対しても気を配り、保護者や地域に対して、PTA 総会や HR 懇談会、三者面談等を通して、いじめに関する情報の共有や迅速な対応への協力などの啓発をする。

(8) 教職員の資質向上

校内研修の企画、外部研修会への参加等により、教職員のいじめ問題に対する見識を高め、また人権感覚の高揚を図る。

2 年間指導計画（令和7年度）

令和7年4月1日現在

月	内容	
	生徒関係	教職員関係
4月	・対面式、部紹介 ・AL型授業に向けた指導 ・面接週間 ・生徒協議会 ・遠足	・いじめ防止等対策委員会 （学校基本方針の確認） ・新任者オリエンテーション ・職員会議（学校基本方針の確認）
5月	・生徒総会 ・性格診断検査	・PTA総会
6月	・松濤祭	・公開校内研修 ・学校運営協議会①
7月	・薬学講座（全） ・いじめ実態調査	・三者面談 ・生徒指導情報交換会①
8月		・コンプライアンス研修
9月	・面接週間 ・生徒会役員選挙 ・生徒協議会 ・中学生の一日体験入学	
10月	・生徒協議会 ・生徒総会 ・主権者教育 ・平和学習（2年）	
11月	・公開授業 ・環境美化活動（1年） ・1年人権学習	
12月	・修学旅行（2年） ・安全講話	・生徒指導情報交換会②
1月		・いじめ防止等対策委員会（検証） ・学校保健委員会
2月	・マラソン記録会	・教科別研修 ・学校運営協議会②
3月	・卒業生と語る会	・生徒指導情報交換会③

* 生徒指導情報交換会……生徒指導課長を中心に、教頭、特別支援コーディネーター、各学年主任その他必要と認める職員で構成する。

第4章 いじめの早期発見・早期対応

1 生徒の実態把握

(1) 観察及び関わり合い

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう情報収集をする。

具体的には、4月・9月の面接週間、7月のいじめ実態調査を手段の一つとして、早期発見・早期対応につなげる。

(2) 相談体制

上記面接週間の外、昼休みを中心とした教育相談室での相談、月2回程度のスクールカウンセラーへの相談等、生徒がいつでも相談できる状態を整備する。

(3) 情報の共有

いじめの兆候、いじめの発見の外、日常の生徒の状態について情報を特定の教職員が抱えるのではなく、学年、教科等を越え教職員全員が共通理解できるようにする。そのためには特定の会議に限ることなく、日常的に生徒の現れを話題にできる職員集団であるよう環境の整備に努める。

また、家庭・地域との連携により、生徒の情報が様々なところから得られるようにする。

2 いじめに対する措置

(1) いじめの情報等生徒の異変に気付いた場合に、当該職員はホームルーム担任、学年主任、部活動顧問等関係職員と連携し、速やかに当該生徒と面談を行い、状況把握をする。

(2) いじめに関する情報が不足している場合は、生徒指導課を中心に、生徒、保護者、関係職員等から聴き取り、アンケート等により更に情報を収集する。

(3) 精神的なケアが必要な場合は、いじめ防止等対策委員会において対応策を協議する伴に、スクールカウンセラー等専門的知識や経験を有する者の指導を受ける。

(4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認める時は、所轄警察署と連携し対処する。

(5) 校内組織だけでは対応できないと判断する場合は、県教育委員会等外部の関係機関と連携し対応する。

(6) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するためいじめを受けた生徒・保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続して行う。

(7) 必要に応じて、いじめを行った生徒を別室で授業を受けさせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるような学習環境を整える。

第5章 重大事態への対処

1 重大事態の定義

本校におけるいじめによる重大事態とは、次のとおりとする。

(1) いじめ又はいじめの疑いにより、次のように生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたものと疑われる時

- ア 生徒が自殺を企画した場合
- イ 身体に重大な被害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合 等

(2) いじめ又はいじめによる原因により、生徒が一定期間(30 日程度)連続して欠席している時

(3) 生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった時

2 報告

校長は、重大事態と判断した場合、速やかに県教育委員会に重大事態発生の旨を報告する。

3 調査

本校では、重大事態が発生した時には、速やかにいじめ重大事態対策委員会により次の調査を行う。

(1) 事実関係を明確にするための調査

本校では、重大事態が発生した場合には、客観的な事実関係を速やかに調査する。

具体的には、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(2) いじめられた生徒からの聴き取り調査

ア 聴き取り調査が可能な場合

(ア) いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査を行う。

(イ) 調査による事実関係の確認とともに、状況に合わせていじめた生徒への指導、いじめられた生徒の継続的なケア、落ち着いた学校生活復帰への支援等を行う。

イ 聴き取り調査が不可能な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、在校生徒、教職員等に対する調査に着手する。

4 情報提供

(1) 本校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を正確に伝える。

(2) 本校では、報道機関等いじめを受けた生徒及びその保護者以外のものに対して、県教育委員会の指示の下、個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、事件・事故について情報の提供をする。

附 則 この学校基本方針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。